

第 6 章 訪問理美容の推進と理美容師法等の整備の必要性

1. いわゆる「出張理美容」の届出について

理・美容師が要介護高齢者を訪問して理・美容業を行う場合は、理・美容所以外の場所での業務であるので、いわゆる「出張理美容」として、「理・美容師法施行令 第4条第1項」が適用される。

このため、現行法においては、当該訪問理美容業についても条例により、実施の都度その旨の届出を要することとされている地域もある。

しかし、当該訪問理美容の推進という観点から当該届出については、その手続きの簡略化等が望まれるところである。

簡略化の方向としては、例えば、① 理・美容業環境衛生同業組合が、当該訪問理美容業を組合の事業として実施することの届出をすることにより、個々の事業者による届出は不要とする
② 個々の理・美容業事業者が所在する地域内において当該訪問理美容業を実施する場合については、当初の届出のみとし、以降の届出は不要とする、といったことなどが考えられる。

2. 訪問理美容時に使用する車両の道路交通法上の規制について

要介護高齢者(特に在宅)を訪問し理美容サービスを行う場合、被施術者の住居に比較的重量のある機械器具等を搬入する必要がある。これらの機器等を安全に搬入するためには、被施術者の居住地の近くに駐車することが必要であり、駐車場所が限定されて駐車禁止区域にも駐車せざるを得ない状況がある。

従って、訪問理美容に使用する車両については、道路交通法による交通規制を行う場合における当該規制の対象外車両とするなどの措置を講ずる必要がある。

3. 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(環衛法)に基づく組合事業について

理・美容業は地域社会の日常生活と密接に関連しており、これら地域社会の要請に対応しながら営業を展開しているところである。

高齢者の生活の質的向上という観点から、訪問理美容が福祉システムの中に組み込まれ本格的に実施される場合、対象者の特殊性等を踏まえた適切な対応はもちろん、介護、介助や理美容業の施術に関する教育研修等も必要であることから、理・美容業環境衛生同業組合における福祉に関する事業として組織的に推進することが合理的であると考えられる。

従って、環衛法に基づく組合事業については法律を改正するなどの法整備を行い、これら福祉にかかる事業を幅広く事業として展開できるようにすることが望まれる。

(注)平成12年3月31日に環衛法の一部が改正され、組合の事業として新たに、「組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他の当該事業の実施に資する事業」が加えられた。